町民の皆さまへ

板倉町歳末たすけあい運動実行委員会
実行委員長　小野田 富康

令和８年度 板倉町歳末たすけあい運動
ご協力のお願いと配分希望の申請について

■募金の協力をお願いします

【趣　旨】

歳末たすけあい運動は、年末年始を迎えるにあたり、支援を必要とする方々が地域の中で安心して暮らせるよう、住民の皆さまのあたたかい善意を募り、地域福祉活動や生活支援に役立てる運動です。

１	実施主体	板倉町歳末たすけあい運動実行委員会 (板倉町共同募金委員会、板倉町、板倉町社会福祉協議会)
２	募金募集期間	令和８年１１月１日～１１月２４日
３	募金目標額	１世帯　　４００円以上

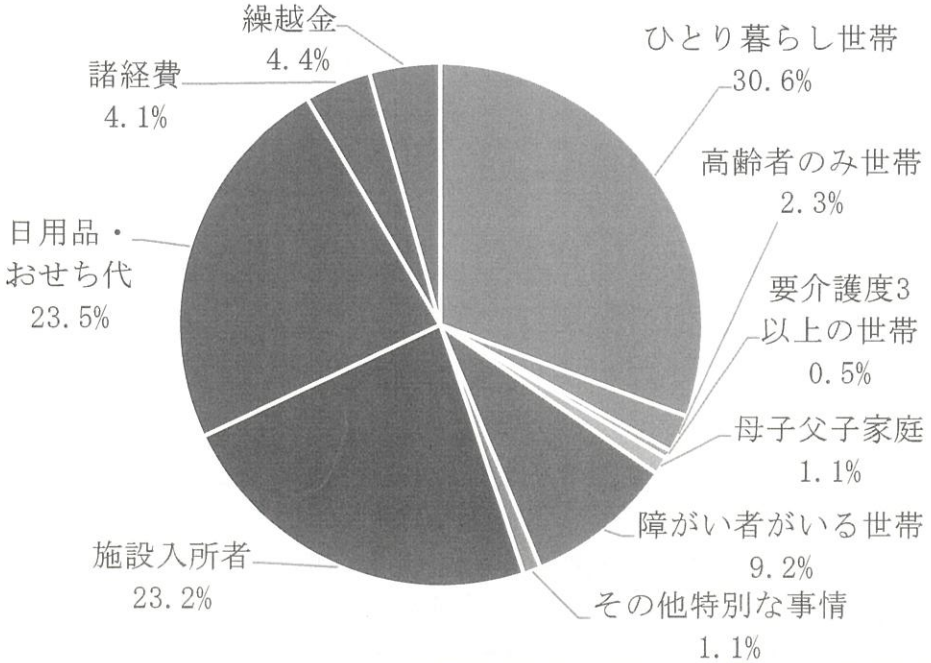
～～～～～～～～～～～募金はこのように使いました～～～～～～～～～～～

令和７年度実績　２，４０８，１５８円

【募金額等の内訳】

一般募金（3,956 戸）1,606,500 円／篤志募金 59,634 円／町負担金 300,000 円／繰越金等 442,024 円

【配分の内訳】



ひとり暮らし世帯	736,000 円
高齢者のみ世帯	55,000 円
要介護度３以上の世帯	13,000 円
母子父子家庭	26,000 円
障がい者がいる世帯	221,000 円
その他特別な事情により支援が必要な世帯	26,000 円
施設入所者	560,000 円
日用品・おせち代	567,000 円
諸経費	97,713 円
繰越金	106,445 円
合計	2,408,158 円

申請方法などは、裏面をご覧ください。

■ 配分を希望されるかたは申請してください

町民の皆さまからの募金により、対象となる皆さまへ配分金や日用品等をお配りいたします。
次の要件を確認のうえ、申請してください。

・配分対象者〔①と②の両方の条件を満たしている世帯〕

条 件 ①	条 件 ②（下記のいずれか１つでも該当する世帯）
世帯全員が町民税非課税の世帯 ※ただし、同一敷地に居住する課税者に扶養されているかたは除く ○令和8年11月1日現在、板倉町に6か月以上居住しているかた ○生活保護世帯等は、対象外となります	・満70歳以上のひとり暮らし世帯 ・満70歳以上の高齢者のみの世帯（ひとり暮らし世帯を除く） ・要介護度３以上の認定を受けているかたがいる世帯 ・中学３年生以下の児童を養育している母子・父子世帯 ・身体障害者手帳１、２級 ・精神障害者保健福祉手帳１、２級 ・療育手帳A 上記のいずれかの手帳をお持ちのかたがいる世帯 ・その他特別な事情により支援が必要な世帯

・申請方法

上記の条件を満たしており配分を希望するかたは、板倉町役場福祉課、板倉町総合老人福祉センター内の社会福祉協議会、又は民生委員さんにお問合せください。希望するかたに申請書をお渡しいたしますので、受付期間内にご提出してください。

受付期間：11月1日～11月24日（土日・祝日は除く）

・おせち料理配分は、上記「配分対象者」のうち、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯とその他特別な事情により支援が必要な世帯に限ります。



【お問合せ先】
板倉町役場［福祉課社会福祉係］ TEL 82-6133
板倉町社会福祉協議会［総務係］ TEL 82-3900